

闘いの経過と意義

京王電鉄バス運転手自殺労災認定闘争

その闘いの経過と教訓

はじめに

京王電鉄(株)が第一次分社化を行ったのは1997年のことです。この分社化は段階的に運転手の退職者数に合わせて路線を新設した子会社に譲渡する方法をとりました。よって運転手が退職すると分社化が早く進むことになります。

また、この分社化は今でも現在進行形になっています。そんなことから、当時から退職強要がまかり通るようになっていきます。この分社化も京王電鉄労働組合が合意していることから、退職強要を見てみぬ振りをして労働組合の役目を果たしません。

そうしたもと、京王電鉄労働組合員の桜ヶ丘営業所の運転手が「下車勤務」中に自殺したことから闘いが始まりました。

ご遺族の労災申請に対し、八王子労働基準監督署が業務外決定を出し、保険審査官、保険審査会が追認してしまい7年という長い闘いになりました。私たちはこの業務外決定の取消しを求めて闘い、今回の労働災害認定を勝ち取りました。

京王電鉄労働組合の職場組合員と京王新労働組合が協力して「勝ち取る会」を結成し、多くの方の支援を受けての勝利であるとともに、京王電鉄(株)のリストラ策の一環としての退職強要の実態を暴いた勝利です。

京王新労働組合は分社化と闘うために結成された労働組合です。その労働組合の存在がこの闘いで重要な役割を果たしたのです。

退職強要がまかり通る職場

2008年6月28日に京王電鉄バス(株)桜ヶ丘営業所でのアルコールチェックで基準値を超えたことから事件は始まりました。

京王電鉄(株)はバス部門を分社化して労働条件を引き下げてきました。そこで京王電鉄バス(株)では比較高い労働者が辞めると比較低い労働者が増え、その差が利益に繋がることから退職強要がまかり通ってしまっています。

アルコールチェックで検知されると無期限の下車勤務が始まり、孤立させられ、晒し者にされ、自宅まで連行して家族の目の前で冷蔵庫を開けて中をチェックしたりし、警察の家宅捜索まがいのことをします。そして反省文を現業長が「いい」というまで書き直させて、中にはボールペンの芯を2本使ったという経験者もいます。そして最後の段階では本社の一室に押し込まれ、孤立無援の中で「今後、会社に迷惑をかけた場合は如何なる処罰も受け、一切の異議申し立ても致しません」と雛形を見せられ、誓約文を提出させられるのです。そして、実際に何かミスをするとその誓約文を見せられ、「どうするんだ」と迫られてやむなく会社を辞めるものが多いのが実態なのです。

このような酷い労働環境で労働者に声をあげさせないように会社は恐怖支配を行い、労働者の声を労働組合と一緒に封じ込めました。



これらを目の当たりにしていた被災者は自分がその身になり退職を迫られると感じて精神疾患になってしまった結果、自殺をしてしまったのです。

リストラを会社と共に進める労働組合

連合傘下の京王電鉄労働組合は、これらいじめによる退職強要を見て見ぬ振りをするだけでなく会社と一緒に責めるのです。この闘いでも京王電鉄労働組合員が京王電鉄労働組合本部、支部に労災であり支援するように求めましたが梨のつぶてでした。

それどころか、「勝ち取る会」の集会を監視するために組合役員が現われていました。宣伝をしても会社の人間と肩を並べて、労働者を見張っているのです。八王子労働基準監督署への報告も組合役員らが会社のシナリオ通りの証言をしてきて労災認定の足を引っ張ってきたのです。

自らの組合員が退職強要を受け自殺してしまって、労災申請しても応援しないどころか足を引っ張る組合が本当の労働組合であるわけがありません。

会社と一緒にリストラを進める労働組合に未来はありません。

「勝ち取る会」のたたかい



京王電鉄労働組合の職場組合員と京王新労組が、支援組織「勝ち取る会」を立ち上げ広く支援を呼びかけました。事務局が中心になって支援の訴えを多くの集会、労働組合にお願いをして来ました。

「勝ち取る会」は、労災認定を勝ち取ることで、明るい職場にすることを目的に作られ、会費をいただいてきました。その資金は、職場の調査費や法廷闘争の実費などと裁判所に提出する代々木病院の天笠医師に書いていただいた意見書などに使わせていただきました。

職場の調査では以前にアルコールチェックで検知された人の洗い出しから始まりました。すると会社が行っていることに共通していることがあることを突き止めました。自宅に連行して冷蔵庫の中身をチェックしたり、飲酒に使ったコップを押収したり、晒し者にし孤立させる等々。また、最終段階で本社に呼びつけ、孤立無縁な状況を作り出して雛形に沿って誓約書を書かされたりと、会社ぐるみの退職強要だということが分かりました。

また、この退職強要で何人もの運転手が会社を去っていたこともわかりました。彼らの退職後の行方を追い、聞き取り調査などを行って来ました。

そのことにより八王子労働基準監督署段階での会社と結託した労働組合の嘘を暴くことに大いに奮闘しました。

また、「勝ち取る会ニュース」を定期的に発行して活動と闘いの状況などを会員に郵送で知らせ、闘いを継続させて来ました。

弁護団の役割

弁護団は、初めは二人構成でしたが最終段階の東京地裁での闘いを前に増員しての体制をとりました。会社の退職強要で会社を辞めてしまった人への聞き取りなどにも同行して「勝ち取る会」と共に奮闘しました。

八王子労働基準監督署、保険審査官、保険審査会

への意見や、保険審査官での職場労働者からの意見陳述実現のためにと尽力しました。

「勝ち取る会」事務局と弁護団の打合せなどを数多く開き、職場実態の真実を意見書や準備書面に反映しました。また、医師からの意見書をいただくためにも尽力して法廷での闘いを的確に進めました。

最終盤における会社側証人の嘘を暴きだす尋問も圧巻なものでした。その結果は、職場の真実、退職強要の実態を暴くものに繋がりました。

そればかりでなく、国（厚生労働省）に控訴をさせない判決文を書かせ勝利を早期に解決する力となりました。

地裁勝利判決・控訴阻止

2015年2月25日、東京地裁は八王子労働基準監督署の不認定決定を取り消し、労働災害だと認める判決を出し、判決は3月12日に国（厚生労働省）が控訴できず確定しました。

判決では会社の被災者に行った行為は、「退職強要に等しい」と断罪しました。そればかりか会社ぐるみの退職強要が「意図があったのではないかと疑われる」と会社の姿勢を痛烈に批判しました。

これらの判決文は、会社が労働者の人格を否定して退職強要やいじめを行っていることを暴くだけでなく、京王電鉄労働組合が職場で認めてきたことが否定されたことでもあり、司法が職場に生かせる判決を出したものです。



この闘いの意義

この闘いの勝利は、リストラに協力する労働組合の職場組合員と京王新労組が協力をして「勝ち取る会」を結成し、多くの仲間と共に闘ったことにより勝ち取ったものです。

また、きめ細かな調査や証拠集めをおこない、会社ぐるみの退職強要の手口を暴いたことで、最終段階には裁判所に会社の実態を弁護団と共に伝えることが出来ました。これは、リストラに協力し、退職強要を見て見ぬ振りをする労働組合のもとでも、心ある職場の労働者が立ち上がり、ナショナルセンターの違いを超えて、労働者、労働組合と市民が共同すれば、真実を暴き、労働者を守り、明るい職場にできる展望を開く勝利でした。

最後に

「勝ち取る会」の闘いは労災認定を勝ち取るという目的を全うする勝利となりました。しかし、被災者は生きて戻ってはきません。

このような職場を許してきたこと、退職強要に協力する労働組合を許してきたことに反省をしなければなりません。

「勝ち取る会」の目的は達成されました。この勝利をもうひとつの目的である「明るく安心できる職場」作りに生かして民主的な労働組合を形成して行く必要があります。また、事件勝利に貢献してきた京王新労組の組織強化と、会社との争議解決も課題です。また、事件の発端となった分社化は京王電鉄（株）と同じように各社が進めています。これらの職場でも少なからず同じような問題を抱えています。

今後もバス職場の仲間とともに安心して働ける職場を求め安全な公共交通を求める闘いは続きます。

みなさんの更なるご協力をお願いして報告とさせていただきます。

以上

退職強要による自殺が根絶される社会をめざして

労災認定を勝ち取る会会長

米田貢（中央大学教授）

◎待ち望まれた画期的な判決、あまりにも遅すぎる労働災害認定



子煩悩な父親が奥さんと子供 4 人を残してなぜビルから飛び降りなければならなかったのか、誰が、彼をそこまで追いやったのか？とっくの昔に子育てを終わった同じ父親としての加害者に対する憤りが、力不足ながら「勝ち取る会」会長としてこの 7 年間闘ってこられた原動力です。今年 2 月 25 日の東京地裁での画期的な判決、それを受けての国・八王子労働基準監督署の控訴放棄を聞いて、肩の荷が下りた思いです。

これによって、被害者家族の筆舌に尽くせぬ苦労が部分的ではあれ軽減することを願っています。この裁判を家族とともに闘ってきた京王新労組（被害者は新労組の組合員ではありませんでした）、その不屈の闘いに励まされ勇気をもって立ち上がった京王電鉄バス労組の一部組合員、そして東京地評や建交労等の全国の労働者仲間、そして、当初から「この闘いは長引くかもしれないが十分に勝利できる闘いです」と関係者を励まし続け、緻密な事実関係の調査と法理を踏まえた弁論によって勝利を引き出してくれた弁護団の皆さんに、心からのお祝いと感謝を申し上げます。

でも、明らかな退職強要による自殺が労災として認定されるまでに裁判を含めて 7 年近くを要した事実は、労働基準監督署が会社側の言い分を鵜呑みにしている日本の労働行政の不公正な実態を反映したものでした。

◎人権を無視する京王電鉄バスの労務管理政策はただちに改められなければならない

今回の事件は、裁判所が認定したように、京王電

鉄バスにおける異常な労務管理政策、換言すれば労働者弾圧に起因するものです。1995 年の日経連の『新時代の日本的経営』が主導した労働力流動化政策は、20 年間で非正規雇用を政策的に創出し、その数は 1000 万人増加し 2000 万人を超えました。近年のアベノミクスは、これに加えて正規労働者の解雇自由、労働時間規制撤廃、年俸制の導入＝長期勤続による賃金上昇の否定等その権利の全面的な剥奪を志向し、日本の労働者は先進国のなかでも最悪の無権利状態に陥りつつあります。

京王電鉄バスはまさにこの新自由主義的「労働改革」の旗手というべき位置にあります。人件費を切り下げるためには手段を選ばず、事実上の子会社である別会社を次々と設立し、新会社のバス運転手にきわめて劣悪な賃金や労働条件を強要する。従来の労使協定下にある京王電鉄バス労働者に対してはさまざまな口実を使って退職に追いやる。今回の不幸な事件は、人権無視の退職強要が自殺に至った最悪のケースです。

労使契約は本来労使間の対等で平等な労働力商品の売買契約であり、それは労働者が家族を養うに足る文化的・社会的要素を含めた適正な賃金水準や、家族と共に生活を楽しむことができる時間的余裕（適切な労働時間規制や有給休暇、不当な配置・職場転換の根絶等）を保障するものでなければなりません。会社の儲けのために労働者の命すら奪う京王電鉄バスの労務管理のあり方は社会的に糾弾されるべきものです。労働基準監督署が人権を無視してはばからない企業の言い分を鵜呑みにすることなく、労働者・労働組合の意見に慎重に耳を傾け公正な労働行政を行う新たな一歩に今回の控訴放棄がなることを心から願っています。



弁護団報告一本判決の内容と意義

1 判決の内容

(1) はじめに

判決は、2008年6月28日及び同年7月4日の二度にわたるアルコール検知及びこれを契機とした下車勤務における一連の会社対応（長時間にわたる事情聴取、「自認書」の作成、コップの回収など）につき、以下のように判断して、被災者の自殺を労働災害であると認め、労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金及び葬祭料の不支給処分を取り消す判決を言い渡した。

(2) 6/28飲酒検知は仕事上の重大なミスに準ずる

まず判決は、6月28日の飲酒検知とこれに伴う一連の出来事は、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に準ずる出来事と認定した。そして、被告国が主張していた「リセット」は周知されず、被災者は処罰基準上という3回目の検知事案に当たるとの誤解をしていたところ、所長は同日の検知事案をもって「アルコール検査に3回ひっかかった」と位置付ける発言をしていたものと推認され、所長のこのような発言は、被災者の誤解を解くものではなく、かえって強めるものであったと指摘した。

そのうえで、判決は、6月28日付け検知事案による心理的負荷の強度は「強」と評価するのが相当であると判断した。

(3) 7/4飲酒検知は退職強要に準ずる

次いで判決は、7月4日付け検知事案についてはアルコール摂取が原因ではなく、検知器が何らかの物質に反応して当該物質の量を検出したものと推測されると認定した。

そして、同日の飲酒検知に端を発した一連の出来事からすれば、被災者は、解雇されるとの懸念が具体的なものとして生じたとしても無理はなく、会社の対応は、被災者に重大な処分を受けるか退職せざるを得ないのではないかと誤信を強めるものであったことは明らかで、そのような誤信を強めさせようとする意図があったのではないかとさえ疑われると指摘した。

そのうえで、7月4日付け検知事案は、自らのあずかり知らない出来事によって解雇される可能性が具体的なものとして現れたという意味で、「退職を強要された」に準じるものというべきであり、その心理的負荷の強度は「強」と評価することが相当であると判断した。

(4) 業務外の出来事による心理的負荷は小さい

他方で、被告国が業務以外の心理的負荷として主張していた被災者の借金について、借金に関する証言が客観的事実に反するものであり、仮に負債があったとしても、その問題のみで自殺を考えるほどに追い込まれていたとはいえないとして被告国の主張を切り捨てた。

(5) 心理的負荷の強い出来事の後に精神障害を発症

以上の判断のもと、判決は、被災者の精神障害は、心理的負荷の強度が「強」である出来事の後に発症したものであるとして、被災者の自殺を労働災害と認めた。

2 本判決の意義

まず、突然一家の大黒柱を失った遺族の補償の可能性を開いたことは、本判決の最も大きな意義である。また、会社のアルコール検知を契機と一連の対応（「リセット」を周知せず、解雇されるとの誤信を強めさせる、誤作動の可能性を念頭におかない、退職強要に準ずる言動等）を痛烈に批判した点で、本判決は、アルコール検知を契機とする責任追及や退職強要の行き過ぎに警鐘を鳴らものであり、今後のアルコール検知を契機とする退職強要・下車勤務などの劣悪な職場環境の改善と再発防止に大きな役割を果たすものとなるであろう。

勝利の道を築いた人たち

遠藤晃 勝ち取る会副会長(建交労東京都本部書記長)

この度、東京地裁の勝利判決によって労災認定が多くの支援の仲間、弁護団の7年越しの運動を経て、確定をされました。この勝利は、相次ぐ労働関係の不当判決とたたかう、各団体や個人を勇気づけるものです。また、この7年間、一番辛かったのはご遺族だと思います。

これからは京王電鉄(株)が、今回の事件を反省し、まず御遺族へ謝罪し、補償をさせること、再発防止をさせること。また、労災申請をする中で京王電鉄が八王子労基署に対し、虚偽の報告をした事が明らかになっています。労基署から京王電鉄を是正指導させる運動などにシフトしていくことになろうと思います。

このような会社ぐるみでの殺人と言われても仕方のない事件は、京王新労組に対する10年以上にもわたる執拗な攻撃に代表されるように、京王電鉄グループの異常な労務政策・管理が引き起こしたものです。

私は建交労・京王新労組支援共闘会議の事務局長も兼務させて頂いていますが、会社からの京王新労組に対する賃金昇格差別、佐々木仁委員長をバス運転手に戻させる取り組み、正常な労使関係を構築させるたたかいと連帯し今後も支援をさせて頂きたいと思います。



甲田直己 勝ち取る会副会長(府中労連議長)

労災認定おめでとうございます。

私は、府中労連の会合で最初に本労災事件の経過を聞いた時、耳を疑う事態の連続で、本当なのだろうかと思ったものでした。今回の労災認定に示された通り、労働者への締め付けの異常さは、すべて事実として認められました。また、京王電鉄の労働者いじめは京王新労のメンバーだけではなく、広く社内に蔓延していることも明らかになりました。私事になりますが、私は勤めていた設計会社を2001年に退社しました。1995年日経連は「新時代の日本的経営」を発表し新自由主義的な労務政策を推進してきました。私の職場でも、原価意識や収益への自己責任が強調され、月に300時間を超える残業をこなし、ついに過労死まで発生した。そういう職場でした。

京王電鉄において、会社の厳しい締め付けと既存京王電鉄労組に対抗するために京王新労を結成したのは2001年でした。当時の全国的な労務政策の変化を肌身で感じて来たものの一人として、私はそうした状況と判断を今、良く理解できます。

私は京王のみならず企業の身勝手な労務政策が、地域と社会のゆがみを助長し、いわゆる格差と貧困の社会をもたらしていることを、地域の労働組合を代表して、怒りを込めて訴えます。

今回労災認定を勝ち取られたご遺族の7年にわたる闘いに敬意を表し、心からの連帯と、闘う決意を申し上げて、お祝いの言葉といたします。

宮内隆 勝ち取る会副会長(西武バス)

この度の勝利判決、誠にありがとうございます。

最初この事件を聞いた時は大変重苦しい雰囲気の中でスタートだったような気がします。

まさか京王がアルコール検知器等の結果で当該の自宅まで入り込み刑事ながらコップや飲み物まで調査するなんてあり得ない。このことはバス業界に働く者にとって激震が走りました。「京王がそこまでやるのか！京王は労働者を犯罪者扱いし、私物のような扱いをするのか！」……初めて話を聞いた私達は怒りというか、最早や京王は企業ではなく帝国の存在だったような気がします。京王第一次闘争リストラ問題のように派手な行動やパフォーマンスの時とは違って、この事件はただ深く見つめることしか出来なかったような気がします。そんな私達は「関東バス部会は何が出来るのか」と一時呆然としました。まずは原告並び闘争の為に金を集めようと恒例のバス部会バーベキューでカンパ活動をしました。

これが大正解で酔った勢いで「バスの仲間から金をむしり取る」……それもネチネチと3年連続で。そしてカンパ金を作り原告に渡した思いいれがあります。

この度の事件を多く宣伝や数多く他バス会社に知らせた京王電鉄バスの志村さん、木幡達の苦労は並大抵でなかったと思います。彼等、職場での諸行動や組合選挙での輝かしい結果を納めたという話も聞きます。仲間を大事に想いまた亡くなった当該運転者の事を広く宣伝啓蒙し、支援する組織を立ち上げ勝利判決までこぎ着けた京王の仲間達。そして弁護団や「勝ち取る会」の皆様の協力によって勝利確定が出来たと思います。

最後になりますが亡くなられた当該運転士に改めて勝利の報告とご冥福をお祈り申し上げます。



永瀬登 勝ち取る会事務局長

京王新労の結成とそのたにかいに深くかわり、京王電鉄バスの職場実態を目の当たりにしてきた中で、運転手の自殺を知りました。弁護団から労災申請を行うので、支援組織の立ち上げをと、京王新労委員長の佐々木さんから相談され、京王新労、京王労組の有志と中央大学の米田教授の力も借りて2009年11月に「京王電鉄バス運転手の自殺労災認定を勝ち取る会」を結成し、ご遺族の支援と安全・安心な職場をめざして労災認定を勝ち取る活動を開始しました。弁護団の先生方から精神障害の自殺の労災認定の壁は高いと、その厳しさを再三言われてきましたが、まさに八王子労基署、審査請求、再審査請求と負け続けました。

労働行政の立ち位置が、労働者を救済するという立場に立ち切れていないことを改めて確認することになりました。

弁護団の「裁判では、会社側証人の嘘を暴くことができる」との言葉を頼りに、東京地裁に提訴しました。まさに弁護団の言うとおり、法廷では、会社側証人から重要な証言を引き出し、控訴を許さない勝利を勝ち取りました。

この勝利は、ご遺族の生活保障を確かなものにすると同時に、職場の労働者支配のシステムとしてのアルコール検知や下車勤、上司のパワハラなどにメスが入られ安全・安心の職場づくりの第一歩となります。この勝利を確信にして地域独占である京王電鉄の職場に健全な労働組合の強化発展を望みます。



古河井博明 勝ち取る会事務局次長
(京王新労組)

私たちは2009年11月20日に「京王電鉄バス運転手自殺労災認定を勝ち取る会」の結成総会を行い「勝ち取る会」を立ち上げに関わりました。会長には中央大学の米田先生に就任していただきました。



2009年6月に八王子労働基準監督署に労災認定を申請しました。しかし、会社の主張を鵜呑みにして不支給になり遺族は保険審査官へ審査請求、保険審査会へ再審請求を行いましたが無効、そして不支給の決定の取り消しを求めて提訴しました。そして証人尋問で退職強要があったとして勝利判決がでました。

私はこの7年弱、「勝ち取る会」の事務局次長と会計を任せ電鉄バスの仲間とともに微力ながら活動をしてきました。途中で事務局長が病で倒れ、事務局次長の私たちが「勝ち取る会」の運営を行うことになりました。慣れない事だらけで「勝ち取る会」事務局会議すらうまく運営できない中で会員のみなさんの手を借りながらの運営でした。

7年弱の年月が経ち、とても長かったです。地裁の段階で控訴させずに労災認定を勝ち取りました。みなさんのおかげです。

私たちも長かったです。ご遺族はもっと長く感じたでしょう。突然の一家の大黒柱を何が起こっているかわからない中で無くし、小さいお子さんを初め4人のお子さん方を育てなければならなかったわけですから。

ご遺族を支えてたたかい抜き勝利はしました。嘘までついて長いたたかいにし、ご遺族を苦しめた京王の責任は重大です、会社ぐるみで行ったこの事件の責任を京王に取らせなければなりません。

志村満 勝ち取る会事務局次長
(京王電鉄労組)

京王電鉄株式会社のバス部門分社により、バス労働者は労働条件の切り下げを余儀なくされました。生活や将来の不安を抱えた中で、仕事が出来なくなるというショックは甚大なものだと思います。



とても他人事では無いと感じた私は多くの方々に相談しました。

頑なに労働運動を貫いていた労働者集団（新労）は隔離され、交際の機会さえ奪われていた中でも、本件について親身になって共に考えて下さり、とても感謝しております。

行き過ぎた労務支配により、この事件は起こりました。アルコールチェックは必要ですが、「そこまでするのか？」という疑問が、労働者からも家族からも噴出していました。

行き過ぎたアルコールチェック事情聴取は、係争中となった途端にその影を潜めるようになりました。

その一方、運動に参加する人数が増えないどころか減少していく現実には失望感には確かにありましたが、会長、事務局長、弁護団や活動家の皆様に導いて頂き、微力ながらもこの取り組みに加われ続けられたことを誇りに思います。二度とこのような事が起きてはなりません。

御遺族の辛さは想像を絶するものだったことでしょうけれど、お父さんの家族に対する思いが真っ直ぐだったからこそ、企業の横暴な労務支配によって歪められてしまったことが証明され、きっと少なからず誤解が解けたことと想像しております。

そして職場労働者の中には声に出せずとも、じつと勝利の報告を待っていた仲間達がいました。

「確信を持て」と自分に言い聞かせ、今後も労働者の尊厳を取り戻す取り組みを続けて参ります。

東京地評労働政策局 大熊 博



ほんとうに勝ててよかった。

愛する人の亡くなった理由がわからないほど辛いことはありません。そのわけを知りたくても亡くなった後ではどうしようもありません。しかしみなさんの努力が実り、7年かかりましたが、裁判所という司法の場で、労働災害であることを認めさせることができました。

労災認定のとりくみは、ほんとうに大変です。説明すべき責任が原告側にある一方、資料は会社側にあります。京王電鉄、京王バスの悪辣な労務支配が引き起こしたものであることは会社の体質からわかっていましたが、それを立証することは容易ではなかったと思います。しかし、みなさんが知恵を出し合い、アルコール検知器の誤反応問題や、下車勤務の実態などを丁寧に明らかにし、何度も打ち合わせを重ねてつくり上げたたたかいでした。

いま、労働者は、職場でも地域でも分断され、支え合うことが困難になっています。それでも、様々な労働組合に支援のお願いにうかがった際、その場で入会届けに記入してくれたり、裁判の傍聴に来てくださったりと、感動することもしばしばありました。

これからも、労働者の絆をとりもどし、誰でも安心して働きつづけられる京王電鉄、京王電鉄バスをめざして、がんばっていきましょう。



木幡芳治 勝ち取る会事務局員
(京王電鉄労働組合)



約7年にわたる闘いで裁判に勝利して労災が認められました。多くのご協力支援して下さった方々に感謝いたします。

次々行われる分社化で、職場も労働者もバラバラにされてしまいました。そして労働者の追い出しが行われ不本意な退職が続出し、営業所内の空気がガラッと変わってしまいました。自殺者が一人、また一人と尊い命を絶ってしまうことが続く異常な職場環境でした。

少数ですが私達は職場の仲間で「この職場環境をよくしよう!」と活動し始めた矢先にこの事件が起こってしまい尊い命をまた失わせてしまいました。

私たちは職場からこの事件を解決させようと労働組合へ申し入れたりしましたが、申し入れを聞き入れられないばかりか有らぬ噂を流して職場の運動を妨害していました。

京王新労組へ相談をしてやっと労災申請の準備から取り組めるようになりました。「勝ち取る会」も結成でき多くのみなさんから力をお借りすることが出来ました。そして労災を認めさせ多くの報道機関が勝利判決を報じ、世間に知られることとなりました。この問題は他のバス職場にも大きな一石を投じることになったと思います。

一方、ご遺族には私達も含め職場の多くのものが弱い心を言い訳にし、無関心を装い「楽な道」を選択した結果、今回のような不幸なことを招いたことをお詫びします。今後は弱くても、小さくても心を束ねていく努力をしながら、いろいろなことに関心を持ち、困った人に寄り添えるような職場にするために努力をします。

東京土建本部

井澤 智 常任執行委員



京王新労組による京王電鉄の分社化リストラの闘いを東京土建多摩・稲城支部として支援し、歴史的な勝利を勝ち取る運動に一助してから同労組との連帯がうまれました。

京王電鉄のパワハラにより労働者が自殺にまで追い込まれた労災認定事件も「支援する会」の結成から参加しました。

大企業の労働者を物としてしか扱わないような労務管理、労働者を使い壊してお払い箱にする姿勢に強い憤りを感じ、なんとか遺族を少しでも助けたいと土建の仲間も支援しました。

歴史的な勝利判決を勝ちとった京王新労をはじめ、支援組織、弁護団のみなさんのご奮闘に敬意を表します。

安倍政権が強行しようとする労働法制大改悪は労働者の命を脅かすもので、京王電鉄のような会社をこれ以上のさばらせないよう労働組合が団結して阻止していきましょう。

佐々木陽介 勝ち取る会事務局員

東京土建多摩・稲城支部（専従書記）

はじめまして。

私は「勝ち取る会」の事務局の一員を務めさせていただいた、東京土建多摩・稲城支部の佐々木陽介（専従書記）です。「京王電鉄バス自殺労災認定」の勝利解決、おめでとうございます。約6年間に渡る闘いをこのような結果で終えることができたのは、ご遺族の方々の頑張りはもちろ



んのこと、この「自殺労災認定を勝ち取る会」に結集した多くの方々の活動や協力によるものだと感じます。みなさんの取り組みに敬意を表したいと思います。

東京土建多摩・稲城支部に所属する組合員・家族をはじめ、多摩・稲城の市民は日頃の交通手段として当然、バスや電車も含め京王電鉄を利用しています。公共交通機関は「安全」であることは当たり前ですが、その安全運行を支える労働者の一人が、終わりのわからない下車勤、そして会社からの執拗な事情聴取により自殺するという悲惨な出来事が発生しました。しかも、この出来事は京王電鉄では氷山の一角、同じような会社からの「執拗な圧力」を受ける労働者が多くおり、このような会社には市民の安心・安全な足を確保することができない、会社に責任を認めさせ、遺族の救済とともに二度と同じような労働者を出させない、この強い思いで、この「勝ち取る会」が結成された2009年から私は活動に加わってきました。

参加当初は正直、この運動が労災認定を勝ち取るまで大きな運動として続いていくかと不安な面もありましたが、次々と地域の労働組合や諸団体、個人の方々が会員となり運動を支えてくれるようになり、本社前の宣伝行動などでも運動の広がりを実感しました。裁判の中では仲間の証言により京王電鉄のブラック企業のデパートのような体質、そして会社側の「ウソ」が裁判官に知れ渡るようにもなりました。一連の様々な「勝ち取る会」の運動＝勝ち取る会に結集した仲間の「団結」の力が「労災の不支給決定」を取り消すという勝利判決を手繰り寄せたのだと思います。

労働者が二度と同じような不幸な出来事に遭わないため、そして全ての労働者にとって安心して働ける職場を確保するため、この「勝ち取る会」が発揮した「団結」の力を確信に、私はこれからの労働組合活動に取り組んでいきます。みなさんもそれぞれの職場で「団結」して頑張りましょう！

上江洲廣 勝ち取る会事務局員
(京王電鉄労働組合)



ご支援してくださった皆様、
本当にありがとうございました。

彼はとても家族思いで働き者の父親でした。

休日、ご家族揃ってのショッピングなどでよくお見かけしていた私は、彼が下車勤務になった時すごく心配になり、組合にかけ合ったりしましたが、組合役員の対応に歯がゆさを禁じえませんでした。

早く仕事に復帰させなければ、経済的にも大きなダメージが家族生活を直撃するからです。

様々な不安が交錯する中で、家宅搜索などが行われ彼の心は壊れていったのです。

職場では社の方針に異を唱える者もいましたが、それは決して大きな声にはなっていなかったのです。

そして悲劇は起こりました。

もう二度とこんな悲しいことが起きないように、私たちは怒りをもって会社と組合の責任を追及し続けてゆきます。

「命は宝」なのですから。

渡辺基 勝ち取る会事務局員
(東京土建・多摩・稲城支部専従書記)

渡辺個人と京王新労組との接点は、今からさかのぼると…約10数年前、たまたま渡辺が八王子を拠点に動き回っている時期に、八王子労連の取組等にかかわる機会があったので、その取組にふと行っ



てみると、そこにはバラエティに溢れていて個性的な方々が参加しているなあとあってどこの人か数少ない知り合いに聞いてみたらなんと京王新労組の皆様方だったのです。常に元気が先行している皆様方は、実は日常すさまじい闘いをしているという事も、数回にわたって接していくにつれて伝わってきました。地域での全戸配布チラシの取り組みとかには、京王新労組の皆様方は率先して参加するなど先進的な行動で常に脚光を浴びていました。

その後、渡辺は約5年前に今の多摩・稲城地域に拠点が移り、さっそく様々な任務分担が回ってきて、その一つに過労死自殺をなくす会の取り組みにかかわるようになった時に京王新労組の皆様方に再会したのでした。しかも新たに他のバス会社の労働者や組合の皆様方も結集しはじめて、同じ仕事の仲間が自ら命を断ち切らざるえないところまで追いこめられた悔しさと、追い込んだ会社への怒り、そして二度とこのような事がおきない会社・そして社会をめざして行く事の決意を感じ、共に活動することになり、今に至るわけです。そしてこれからも、がんばりましょう。



勝利を支えた人たち

建交労京王新労組支援共闘会議

伊藤 潤一 議長



京王電鉄バス運転手労災認定勝利、大変おめでとうございます。

バス運転手が自殺してから6年半、八王子労基署が業務外と認定してから5年、この間、精神的、経済的にも大変ご苦労されたなか、労働災害認定を求めたご遺族の方、「勝ち取る会」に結集し勝利判決を勝ち取るために奮闘された支援のみなさん、そして、完璧な勝利を勝ち取った弁護団のみなさんにあらためて敬意を表します。

バス運転手の自殺は、アルコールチェックにおもちゃのようなアルコール検知器を使い、会社と労働組合が一体となって労働者を退職に追い込もうとしたことが原因です。

公共交通機関の使命は、利用者を安全に目的地に移送することです。京王電鉄バスが労使一体でパワハラによる退職強要を行っていることはバスの安全運行上も許せることではありません。

利益最優先、利用者の安全軽視の経営が広がり、バス・航空機・電車の事故・トラブルが頻発しています。安全を最重視するために労働者が安心して働くことができる労働環境づくりが重要です。

同じことを繰り返さないために、そして利用者の安全確保のために、引き続き、京王電鉄バスと親会社である京王電鉄の責任を追及し、遺族への謝罪・補償を求める運動を強めていきましょう。

建交労中央本部

赤羽 数幸 執行委員長



建交労中央本部は、京王電鉄バス(株)のバス運転手が妻子5人を残して自殺した事件で、「自殺は、京王電鉄バス(株)による執拗な“パワハラ”（退職強要）に原因があったとして、労働災害と認定した東京地裁の判決が3月12日に確定した」との報に接して心から胸を撫で下ろしました。

しかし一方では、利益を最優先し企業の都合を人の命の上に置く大企業の理不尽な振る舞いに対し強い怒りを覚えると同時に、労災不支給を決定した労働行政の責任の重さを改めて痛感しました。さらに、企業と一緒にあって労災認定を妨害しつづけたという「運転手が所属していた労働組合」の存在には憤りを超えた感情を禁じえません。

いま国会では、財界・大企業の要求を全面的に応援する安倍内閣が、残業代ゼロ法案や生涯ハケンから逃れられない労働者派遣法の抜本改悪案などの成立をねらい「企業が世界で一番活動しやすい国」づくりをすすめています。

京王電鉄バス(株)の悲劇を繰り返さないために、安倍内閣の暴走を止めるたたかいを強めること、そのたたかいを支える全労連、建交労のような労働組合を大きく強くすることです。

最後に、自殺に追い込まれた運転手の遺族のみなさんを支え、労災認定を勝ちとるために奮闘されてきた弁護団、建交労京王新労組をはじめ、多くの方々の献身的なたたかいに対して心から敬意を表します。そして、みなさんとともに労働組合運動にとりくんでいることにつよい誇りを感じています。

天笠 崇（精神科医）



Nさんの奥様、代理人弁護士
の尾林先生、山口先生、小川先
生、支援者、関係者のみなさま、勝訴判決ならびに
判決の確定、おめでとうございます。医学的意見書
の作成でかわった者として、喜びをともに分かち
合えることを、とても嬉しく思います。同時に、N
さんご本人のご冥福を、衷心よりお祈りいたします。
私は、代理人の依頼により、ご本人が生前精神疾患
にかかっていたのか、かかっていたのならその診断
名は何か、その発病時期はいつか、発病前に従事し
ていた業務と精神疾患ならびに自殺との間には因
果関係（業務起因性）があるのかについて、精神科
医として、医学的意見書を提出しました。訴訟で提
出されていた書証情報に加え、奥様にインタビュー
を行い、「心理学的剖検」という手法に則って分析
した結果を、意見書（鑑定書）にまとめ提出しまし
た。判決では、その内容のほとんどを採用いただけ
ました。

本件は、過労自殺という言葉で通常イメージされ
る、いわゆる過労が原因となって精神疾患の発病な
らびに自殺に至った事例ではありません。二度のアル
コール検知陽性という、急性の生活上の出来事と、
それをめぐって上司たちから受けた不当で非人間の
処遇が原因となったことに、最大の特徴があり
ます。そういう職場だからでしょう、ないことない
ことを職場の上司や同僚が陳述していることが、書
証から読み取れました。その背景には、安全よりも
効率を重視する経営がありました。経営者の能力不
足が、まじめな労働者に犠牲を払わせます。最大の
犠牲が、自殺です。どんな労働も、それを担ってい
るのは生身の人間であり、その人間は家に帰ればだ
れかの夫であり妻であり子供であり娘や息子です。

本件の判決を機に、第二、第三のNさんが生まれ
てこないよう、さまざまな取り組みが展開されるこ
とに期待します。次の段階へと、歩を進めてまいり
ましょう。

建交労京王新労働組合

佐々木 仁 執行委員長



京王新労組は2001年の
第二次分社化に際し、京王電鉄
労組が会社と合意したことから京王電鉄労組から脱
退して結成された組合です。私たちは結成当初から京
王電鉄から攻撃され、仕事を奪われ争議になりました。

その争議も2004年には勝利和解をして職場に
戻りました。職場に戻っても京王の組合攻撃は和解で
の約束を反故にされ続けていて現在でも争議中です。

そのような状況の中で事件が起こりました。私たち
組合員は小金井営業所という一箇所の営業所に配属
され隔離されていました。この事件が起きて職場の電
鉄労働組合員からの相談が来るまで他の職場でこの
ような悲惨な事件が起こっていることを知りません
でした。私たちは同じ京王の職場で会社による労働組
合と一体になったの労働者追い出しが起こっている
ことを知らなかったこと自体を詫言いました。労働組合
として他の職場のこととはいえ、京王のバス職場での
出来事、知らなかったでは済まされないと思ったから
です。

私たちは労働組合として調査を行い、これらの職場
で同じようなことが行われていることがわかりまし
た。現業長から受けているパワハラ、いじめ、職場か
らの追い出しのために労組を味方につけて会社ぐる
みで行っていることを突き止めました。

調査を実施した京王新労組を代表して私が裁判で
の証人となることで京王電鉄労組の職場で会社ぐる
みで行っている退職強要の手口を告発しました。結果、
裁判では労働災害だと認められました。しかし、被災
者は戻ってきません。

労働組合としてこのような退職強要を許してはな
らないと新たに決意するものです。

バス職場の運動と過労死救済の運動の合流

弁護士 尾林芳匡

京王のアルコール検知自殺労災事件は、バス職場の運動と過労死救済の運動が合流したものです。京王のバス職場では1990年代から、長時間・不規則労働や労働基準法違反の申告、国会議員による調査、弁護士も加わった学習会などが取り組まれてきました。その積み重ねの上に、産別・バス部会や地域の共同の運動と、2001年～2004年の分社化リストラ爭議、解雇・過労死・懲戒処分をめぐる事件がありました。飲酒検知を機に退職に追い込みついに自殺まで発生したという今回の問題の労災補償は、こうした職場の運動の上で支援が広がったものです。

自殺の労災補償については、1990年代まではわずかの例しかありませんでしたが、裁判例を受けて1999年に判断指針ができて以降、多くの事件が取り組みられ、2011年の認定基準では、精神障害の発症時期の柔軟な認定や、心理的負荷を伴う出来事が複数の場合の相乗効果などについて、補償を広げる内容が盛り込まれました。裁判所の判断は、認定基準の前進をふまえたものです。

職場・産別・地域の多くの労働者に依拠した運動と、過労死遺族の補償を求めるたたかひの集積の合流の上に、勝利がもたらされ、今後の教訓となります。



ブラック企業撲滅・過労死のない社会の実現を目指して

弁護士 山口真美

京王のアルコール検知自殺労災事件で明らかにされた京王電鉄バスの実態はまさにブラック企業そのものです。会社は、アルコール検知事案の発生を口実に、被災者に下車勤務を命じ、長時間にわたる事情聴取で、顛末書などを書かせ、「いかなる処分も受け入れる」という過去の誓約書を使って退職を迫り、飲酒時に使用したコップを回収したり、自宅を訪問して冷蔵庫をチェックしたりするなど、熾烈な責任追及で被災者を精神的に極限まで追い込み、ついには自殺に至らしめたのです。

「アルコールチェッカーををすると思うと怖くて怖くてたまりません」

これは、被災者が遺書で残した言葉です。京王電鉄バスによって追い込まれていった被災者の恐怖と叫びが切実に現れています。

この被災者の恐怖と叫びを裁判官に届けたい、法廷で京王電鉄バスの非道なやり方を白日の下に晒したい、そういう思いで本件に取り組んできました。判決は、アルコール検知を契機とする会社による責任追及を痛烈に批判し、その行き過ぎに警鐘を鳴らすものでしたが、これは、法廷で明らかにした真実が裁判官の心を動かし、得られた勝利にほかなりません。

この判決を契機に労働者の命より利益を優先させる会社の姿勢を正す職場の闘いがいっそう広がり、二度と同じ悲劇が繰り返されないことを心から願います。ブラック企業を撲滅し過労死のない社会を実現する闘いはこれからも続きます。私たち弁護団も、被災者の家族、職場の労働者、労働組合の皆さんとともにこれからも闘っていく決意です。

職場の運動を広げ、安心して働くことができる
職場環境に

弁護士 小川杏子



本件に出会ったのは、まだ弁護士になりたての右も左もわからない時期でした。その時の率直な感覚として、この事案は明らかに労災でしようと思いましたが、その後の手続の過程で、会社関係者の虚偽供述が労災認定を阻んでいるという困難を目の当たりにしました。私は、行政訴訟の段階から、ほぼ初めての労災事案として関わらせていただきましたが、何とか会社関係者の虚偽の証言を暴き、何が真実だったのかを裁判所に伝えたいという思いで取り組んできました。

本件の会社対応を痛烈に批判する判決文の節々から、被災者の命を奪った京王のアルコール検知を契機とする非人道的体質に対する裁判官の怒りが伝わってきます。

判決を受けて、職場では会社対応を疑問視する声が上がっているとのこと。これはアルコール検知を契機とする退職強要などの会社対応を改善させ、さらなる悲劇の発生を防ぐために非常に大きなことです。本判決が労働者に勇気を与え、労働者の命をないがしろにする会社の体質を是正する動きが職場全体に広がることを願います。

労災申請から約7年、奥様にとっては4人のお子様を抱えながらの大変な時間だったと思います。本当にお疲れ様でした。そして、ご遺族を支えた「勝ち取る会」をはじめ皆様のご支援にも敬意を表します。改めてご本人のご冥福を心からお祈りしつつ、法廷闘争のみならず、皆様との協同の取り組みを通じて貴重な経験をさせていただいたことに感謝いたします。



ご遺族からのお礼

平成20年7月7日に大黒柱を失い、あまりにも突然の出来事に私の思考回路はついていけない中、最初に考えたのは、残された4人の子ども達を成人させる事でした。裁判を通じて、多くの人達と出会い、色々な事を体験し、色々な事を学びました。出会った多くの方々のおかげで、何度となく挫けそうになった私の心は救われました。末っ子の三男も、多くの優しさの中で成長することができました。感謝の気持ちでいっぱいです。

私が表舞台に立ったのは、昨年8月の尋問でしたが、今年3月の勝訴確定をむかえるまでの約7年、多くの方々の活動のおかげで、勝訴確定という良き日に至ったのだと感謝しています。主人が戻ってくる事はありませんが、当時、上の子ども達が感じていた、父親から捨てられたという事は間違いである事が証明されました。

多くの方々からいただいた勇気、優しさ、思いやりを心の糧として、どんな事ができるかわかりませんが、恩返ししていきたいと思っています。

本当にありがとうございました。



アルコール検知器作動の可能性がある

バス運転手の自殺「労災」

東京地裁認定

飲酒検知でアルコール反応が検出された後、男性は自死した。東京地裁は、男性の死が自死ではなく、労災によるものであると認定した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。

「飲酒検査恐れ自殺」は労災

東京地裁認定

飲酒検知でアルコール反応が検出された後、男性は自死した。東京地裁は、男性の死が自死ではなく、労災によるものであると認定した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。



アルコール検知器で異常値と指摘後...
自殺のバス運転手 労災認定認める判決

検知器誤作動で「飲酒」
運転手自殺「労災」

東京地裁

飲酒検知でアルコール反応が検出された後、男性は自死した。東京地裁は、男性の死が自死ではなく、労災によるものであると認定した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。

会社に慰謝料請求へ
妻ら八王子で会見

バス運転手自殺 労災認定

飲酒検知でアルコール反応が検出された後、男性は自死した。東京地裁は、男性の死が自死ではなく、労災によるものであると認定した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。

バス運転手自殺「労災」

飲酒検査誤作動の可能性

飲酒検知でアルコール反応が検出された後、男性は自死した。東京地裁は、男性の死が自死ではなく、労災によるものであると認定した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。

飲酒検知で自殺は労災

東京地裁

飲酒検知でアルコール反応が検出された後、男性は自死した。東京地裁は、男性の死が自死ではなく、労災によるものであると認定した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。

飲酒検知でアルコール反応が検出された後、男性は自死した。東京地裁は、男性の死が自死ではなく、労災によるものであると認定した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。男性は、自死した翌日の朝、出勤時に検知器が作動したと報告した。

年表

2008年

- 7月 事件発生
- 8月 闘いの構築
- 9月 弁護団結成（尾林弁護士・山口弁護士）
- 10月 事件調査開始

2009年

- 1月 勝ち取る会準備会結成
- 5月 呼びかけ人に米田貢中央大学教授が加わる
- 6月 八王子労働基準監督署に労災申請
- 7月 労災申請報告集会
- 8月 八王子労基署「認定を求める」署名活動
- 10月 八王子労基署要請
八王子労基署「認定を求める」署名提出
- 11月 「京王電鉄バス運転手自殺労災認定を勝ち取る会」結成
会長に米田貢中央大学教授が就任
- 12月 「勝ち取る会」ニュース発行
各労組・団体の旗開きに参加し会員加入のお願い

2010年

- 1月 八王子労基署不支給決定
各労組・団体の旗開きで新会員拡大・支援の訴え
- 2月 労働災害保険審査官審査請求
- 3月 京王電鉄本社前宣伝
- 5月 メーデーにて勝ち取る会会員拡大行動
- 9月 保険審査官弁護団意見書提出
- 10月 京王新労組委員長他陳述書提出
保険審査官に労働者の事情聴取実施要請
東京労働局前宣伝
- 11月 第2回「勝ち取る会」総会
京王電鉄本社前宣伝

- 12月 各労組忘年会に参加して新規会員のお願い

2011年

- 1月 保険審査官要請
保険審査官要請署名第一次提出
各労組・団体の旗開きにて会員拡大・支援の訴え
- 2月 京王電鉄本社前宣伝行動
東京労働局前宣伝行動
- 3月 東日本大震災
- 4月 保険審査官要請
保険審査官要請署名第二次提出
- 5月 メーデーで新規会員募集
- 6月 新証拠収集会議
継続会員のお願い送付
- 7月 東京労働局前宣伝
- 8月 労働保険審査官宛上申書提出
- 9月 関係人事情聴取準備
- 10月 関係人事情聴取
保険審査官宛要請署名第三次提出
- 11月 府中・桜ヶ丘・八王子宣伝行動
第3回「勝ち取る会」総会
- 12月 保険審査官棄却
各労組・団体の忘年会へ参加し会員拡大・支援の訴え

2012年

- 1月 労働保険審査会再審査請求
各労組・団体の旗開きに参加し支援の訴え
- 4月 審査官決定再調査
会社証言集作成
- 5月 保険審査官決定資料検討
- 7月 保険審査会弁護団意見書提出

保険審査会公開審理

バス部会バーベQでご家族も参加して支援の訴え

10月 労働保険審査会棄却

11月 第4回「勝ち取る会」総会

12月 各労組・団体の忘年会で支援の訴え

2013年

1月 勝ち取る会ニュース11号発行

各労組旗開きで支援の訴え

東京地裁に不認定取り消し訴訟

2月 「勝ち取る会」ピラ更新発行

3月 第1回口頭弁論

4月 勝ち取る会ニュース12号発行

バス労働者に支援要請

5月 東京地裁門前宣伝行動

第2回口頭弁論傍聴行動

7月 東京地裁門前宣伝

第3回口頭弁論傍聴行動

8月 バス部会バーベキューにて奥様と共に支援要請

9月 勝ち取る会ニュース13号発行

10月 バス交流で支援要請

11月 勝ち取る会第5回総会

2014年

1月 京王電鉄本社前宣伝

各労組旗開きに参加し支援要請

2月 証人尋問対策

勝ち取る会ニュース14号発行

3月 口頭弁論傍聴行動

東京地裁門前宣伝行動

4月 勝ち取る会ニュース15号発行

各労組・各団体に参加し支援要請

5月 メーデーにて会員募集

証人尋問傍聴要請オルグ

6月 証人尋問傍聴要請行動

証人尋問傍聴行動 傍聴席満席 入りきらず

7月 勝ち取る会ニュース16号発行

証人尋問傍聴要請オルグ

8月 証人尋問傍聴要請オルグ

証人尋問 傍聴席満席

9月 勝ち取る会ニュース17号発行

10月 各労組大会にて支援の訴え

11月 勝ち取る会第6回総会

12月 結審

勝ち取る会ニュース18号発行

2015年

1月 公正判決署名運動展開・判決傍聴運動展開

2月 公正判決署名提出第1～4次提出

勝ち取る会ニュース19号発行

勝利判決 傍聴席を満席とする

控訴阻止運動展開

3月 勝利判決確定

勝ち取る会ニュース20号発行

京王電鉄本社要求行動

4月 八王子労基署抗議・要請行動

京王電鉄本社前抗議・宣伝

5月 勝ち取る会ニュース21号発行

京王電鉄本社前抗議・宣伝

6月 勝利報告集会

